

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第13号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成22年2月28日 18時00分ごろ	
発生場所	宮城県塩竈市仙台塩釜港塩釜第2区 地蔵島灯台から真方位266° 1,600m付近 (概位 北緯38° 19.3′ 東経141° 03.2′)	
事故等調査の経過	平成22年3月2日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報</p> <p>モーターボート 鮮^{せんしゅう}翔丸、8.5トン 240-38190宮城、個人所有 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、南米西部で発生した地震による津波の避難を終え、仙台湾から仙台塩釜港に向けて帰航中、平成22年2月28日18時00分ごろ、塩釜航路内で、津波の影響で流出したわかめ養殖施設の漁具を推進器に巻き込んで航行不能となった。</p> <p>本船は、付近を航行中の宮城海上保安部の巡視艇に救助された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期</p> <p>当日の塩釜における日没時刻は17時28分であった。</p>	
その他の事項	<p>船長は、仙台湾で避難中、ラジオで津波情報を入手するとともに、僚船と無線で情報交換を行っていた。</p> <p>船長は、約30分前に入港していた僚船から航路内に障害物はなかったとの情報を得ていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、仙台塩釜港第2区の航路を航行中、津波の影響で流出した養殖施設の漁具を推進器に巻き込み、航行不能になったものと考えられる。</p> <p>船長は、日没後の薄明時であったため、流出した養殖施設に気付くのが遅れた可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、仙台塩釜港第2区の航路内を航行中、津波の影響で流出した養殖施設の漁具を推進器に巻き込んだため、航行不能になったことにより発生したものと考えられる。	